

改正後				現行			
10B 特定目的会社(旧SPC)関係 別紙 定款、資産流動化計画及び資産流動化実施計画等の記載内容についてのチェックリスト				10B 特定目的会社(旧SPC)関係 別紙 定款、資産流動化計画及び資産流動化実施計画等の記載内容についてのチェックリスト			
I. 定款(資産流動化計画を除く) (中略)				I. 定款(資産流動化計画を除く) (中略)			
II. 資産流動化計画の記載内容				II. 資産流動化計画の記載内容			
項目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
計画期間	法第5条① 令第3条	指名金銭債権及び指名金銭債権を信託する信託の受益権の場合には20年以内、これ以外の場合には50年以内の期間で定められているか。		計画期間	法第5条① 令第3条	指名金銭債権及び指名金銭債権を信託する信託の受益権の場合には20年以内、これ以外の場合には50年以内の期間で定められているか。	
特定社債の発行等に関する事項	規則第11条	略		特定社債の発行等に関する事項	規則第11条	略	
特定短期社債の発行等に関する事項	法第2条6項 法第5条①二	特定短期社債を発行する場合には、法第2条第6項に規定する要件のほか、以下の事項について審査するものとする。	——	特定約束手形の発行等に関する事項	法第5条①二	略	——
	規則第11条の2	①限度額②特定短期社債の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の用途、⑥信用補充又は流動性補充の概要、⑦償還の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容、について記載があるか。			規則第12条	略	
	規則第33条	また、法第113条の2及び種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則第33条の規定に留意するものとする。					
	規則第11条	上記②～⑧の事項につき内容が確定されていない場合は、その内容を確定するための要件又は手続及び確定した内容を利害関係を有する資産対応証券保有者等へ周知する方法について記載があるか。		その他特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項	規則第15条 十四	略	
特定約束手形の発行等に関する事項	法第5条①二	略	——				
	規則第12条	略					

その他特定
資産の流動
化に係る業
務に関する
基本的な事
項

規則第15条
十四

略

III. 資産流動化実施計画

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
記載事項	法第6条 規則第16条	資産流動化実施計画（以下「実施計画」という。）の記載事項については、以下の事項について審査するものとする。	———
	規則第16条一	第10条から第12条までに掲げる資産対応証券に係る事項の確定した内容（第10条第8号、第11条第10号、第11条の2第9号又は第12条第9号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。）について記載があるか。	
	規則第16条 五～七	略	

IV. 業務関係 (略)

III. 資産流動化実施計画

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
記載事項	法第6条 規則第16条	資産流動化実施計画（以下「実施計画」という。）の記載事項については、以下の事項について審査するものとする。	———
	規則第16条一	第10条から第12条までに掲げる資産対応証券に係る事項の確定した内容（第10条第8号、第11条第10号又は第12条第9号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。）について記載があるか。	
	規則第16条 五～七	略	

IV. 業務関係 (略)